

株式会社 スワスイミングセンター 行動計画

次世代及び女性活躍推進法行動計画

○計画期間 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

○内容

目標：男女とも育児休業取得者各1名以上とする。
(過去、産前産後及び育児休業を取得して就労を継続している女性従業員が1名のためのため)

〈実施時期・取組内容〉

- 令和7年4月～ 施設ごとに現状の把握を行う。
- 令和7年5月～ 事業所内で、過去に妊娠及び出産後に継続就労する女性従業員が少なかった要因を分析する。
- 令和7年6月～ 挙げられた要因に関して、施設ごとに対応策を考案する。
- 令和7年7月～ 施設ごとに対応策を実施する。
併せて、育児休業法及び雇用保険法等に基づく「育児休業給付金」制度等の周知を図る。
- 令和8年3月～ 実績を集計する。
併せて、好事例に関しては、各施設で共有できるようマニュアル化する。